（資料１）

一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

個人情報保護法見直しをめぐる議論への意見

2024.12.03 個人情報保護委員会事務局ヒアリング

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

目次

1. 団体概要・活動状況

2. 基本的な考え方

3. 個別論点への意見

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

1. 団体概要・活動状況

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

一般社団法人AIガバナンス協会は、AIに関わるあらゆるステークホルダーが集まるフォーラムとして、適切なリスク管理を通じてAIの価値を最大化する取組である「AIガバナンス」があたりまえのものとして定着した社会の実現をめざします。

一般社団法人AIガバナンス協会 = AIGAが重視する価値

- イノベーションの促進
- マルチステークホルダーでの信頼構築
- 社会的な価値の実現

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

協会概要データ

名称	一般社団法人AIガバナンス協会
英称	AI Governance Association（略称：AIGA）
設立日	2024年10月1日
代表者 （代表理事）	大柴行人 Robust Intelligence 共同創業者・Cisco Director of AI Engineering 生田目雅史 東京海上ホールディングス 専務執行役員 グループCDO 羽深宏樹 スマートガバナンス 代表取締役CEO・京都大学特任教授・弁護士
理事	瀬名波文野 リクルートホールディングス 取締役 兼 常務執行役員 兼 COO 松田浩路 KDDI 取締役執行役員常務 CDO 先端技術統括本部長 山本忠司 三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役常務 リテール・デジタル事業本部長兼グループCDTO
業務執行理事	佐久間弘明 一般社団法人AIガバナンス協会業務執行理事 兼 事務局長 長谷友春 有限責任監査法人トーマツ パートナー
監事	鶴野智子 CSRデザイン環境投資顧問株式会社取締役・公認会計士
所在地	〒104-0061　東京都中央区銀座1-12-4N&E BLD.7階
URL	https://www.ai-governance.jp/

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人 AIガバナンス協会 AI Governance Association

AIGAの組織体制

多様なバックグラウンドをもつ、70社近いプレイヤーが参画

正会員 67社

*1 2024年10月現在。一部企業のロゴは未掲載。
*2 和名五十音順

- 金融
- 保険
- 通信
- IT
- グローバルテック
- HR
- 製造
- インフラ
- ⋮

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人 AIガバナンス協会 AI Governance Association

活動状況サマリ

AIの開発・提供・利用まで多岐にわたる会員の知見・リソースを活用し、
以下の取組を推進

1. AIガバナンス実践の指針づくりと知見蓄積
2. 各種政策についての機動的な意見提出や認証制度の枠組検討
3. 渉外活動・関係者のコミュニティづくり

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

AIガバナンス行動目標: 民間の自主目標として全会員がコミット

AIガバナンス構築において重視する価値

社会的な価値の実現

マルチステイクホルダーでの信頼構築

イノベーションの促進

AIGA基本方針
（AIGAの活動方針）

- **AIガバナンスの民主化**
- 横断的な共通認識の醸成
- アジャイル・ガバナンスの実装
- リスクベースアプローチ
- 国際的な議論への参加

AIガバナンスアクションプラン
（会員企業の努力目標）

各類型のリスクへの対応

- **個人情報の適正な取扱い、プライバシーの保護**
- 知的財産権の保護
- 安全性・性能の確保
- 公平性の確保
- 悪意ある主体への対策

リスク対策のための手続

- 継続的なリスク管理
- 客観的な視点の導入
- 対外的な説明
- 教育・リテラシー向上の推進

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

活動状況: 実践の指針づくり

AIガバナンス研究会: 企業事例を紹介しあい、知見を蓄積

- 「組織体制」をメインテーマに2回、「プロセス」をテーマに2回研究会を開催
- 2024年8月、集積した知見をまとめたワーキングペーパーを発行

過去の登壇企業

NTT DATA
Orchestrating a brighter world
NEC
KONICA MINOLTA
MIZUHO
みずほフィナンシャルグループ
RECRUIT
SOMPO ホールディングス
MUFG
三菱UFJフィナンシャル・グループ
一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group
セブン銀行

ベストプラクティスの集積

- 各社の取組のうち、ベストプラクティス・モデルケースとなるものをピックアップ
- AI事業者ガイドライン（第1.01版）別添にて、AIガバナンス事例の参照先として本WPに言及あり

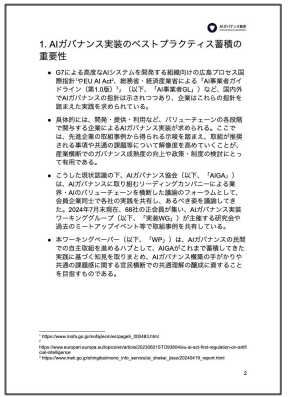

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人 AIガバナンス協会 AI Governance Association

活動状況: 政策提言

政策提言: 会員意見を集約し、パブコメや政策提言を積極的に実施

- 生成AIの流行に伴い、急速に変化する各種政策・ガイドライン類について意見提出
- 自民党やAI制度研究会の検討を背景に、積極的な政策提言も実施
- ほか、AIガバナンスの取組状況の認証制度なども検討

各種政策・ガイドライン類へのパブコメ提出

- AI活用と関連する各種政策類について、会員アンケートを機動的に実施しパブコメを提出。具体的には下記など
  - AI事業者ガイドライン
  - 著作権に関する文化庁取りまとめ
  - 個人情報保護法の改正検討

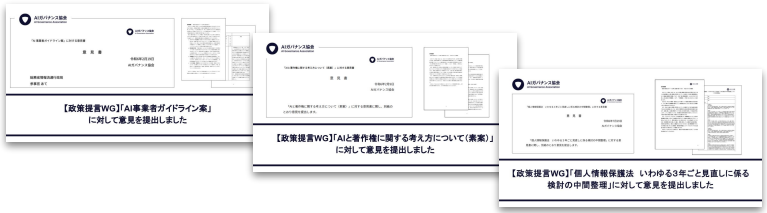

重要アジェンダについての政策提言

- 2024年4月、自民党AIPTへ意見提出
- 2024年10月、AI制度の検討についてのアンケート結果を踏まえた政策提言を公表

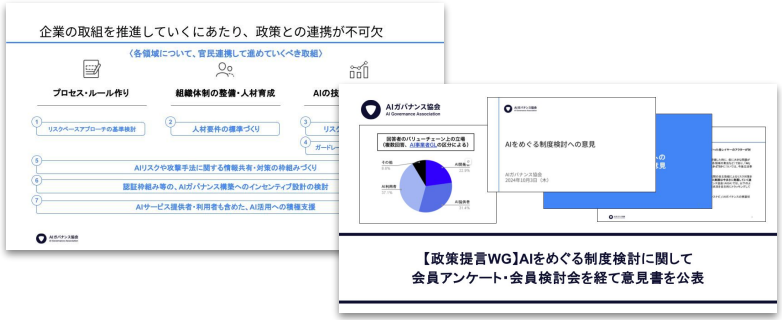

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

活動状況: コミュニティづくり

AIガバナンスをめぐるステークホルダー・有識者の議論の場づくり

2024/2/21 自民党AIPT登壇

2024/3/21 AIGA Meetup #1

2024/4/19 駐日EU代表部イベント

2024/6/17 村井官房副長官との対談イベント

2024/10/25 一社設立記念シンポジウム

EU標準化団体、Yale大学などの海外有識者とのセッション

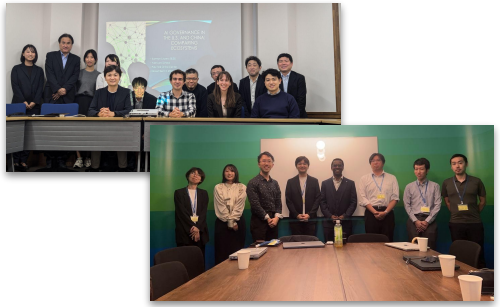

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

AIガバナンスナビ: AIガバナンス実装のロードマップの必要性

AIGAのこれまでの活動を踏まえて聞かれた課題意識

- 「行動目標」、政府ガイドラインや各種標準において定められた原則の社会実装のロードマップが不在
- 先進企業の事例などの蓄積を、自社にも適用できる学びとして昇華させる一歩が遠い

AIガバナンスナビのねらい

実践のスタンダード作り

- AIガバナンス実装WGの議論を踏まえた、AIガバナンス構築のアクションの大枠を整理
- 2月に定めた「行動目標」を実装に移すための取組リストとして取りまとめ、実装を加速

活動のペースメーカー

- AIGA会員で定期的に自己診断を実施し、諸産業全体としての進捗度を把握
- 項目別に自己診断の結果を分析し、AIGAが次にフォーカスすべき領域を特定

政策・標準との接続

- 「行動目標」同様にAI事業者ガイドライン等への対応関係を明確にし、政策への対応状況も把握・発信

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

AIガバナンスナビ: ガバナンス実装状況の自己診断ツールを策定

- 「AIガバナンス行動目標」の実現のために必要なアクションアイテムをリスト式に整理し、**自社のガバナンス進捗度を測れるツール（AIガバナンスナビ）**を作成
  - リストは**研究会で蓄積した実事例と、行動目標からの示唆を組み合わせて作成**
  - **国内外の規制・ガイドライン**との対応も整理
  - 大枠は維持しつつ、技術環境や規制・ガイドラインの変化に対応して**随時見直し**

- 定期的に会員アンケートを行い、AIGAに参画する**民間企業全体での進捗度や課題を確認**

- **10月に初回（β版）のトライアルを実施。次ページ以降に、結果の一部を抜粋**

活用イメージの参考: **DX推進指標**

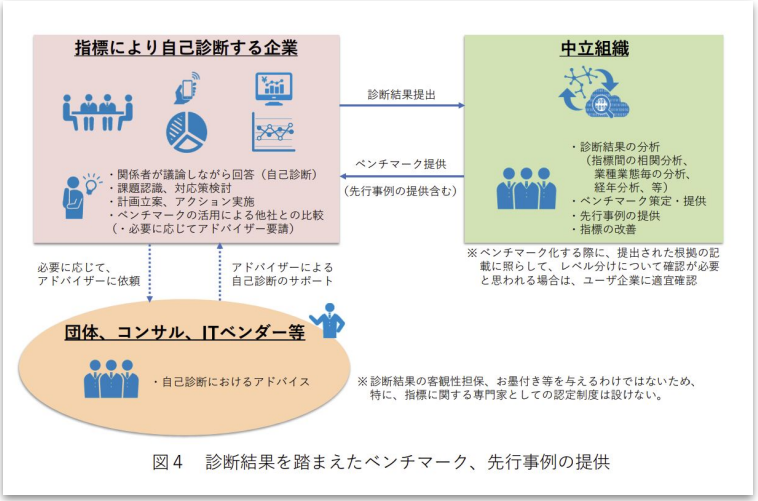

図４　診断結果を踏まえたベンチマーク、先行事例の提供

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

回答者の傾向

多様なユースケースの回答が集まっている

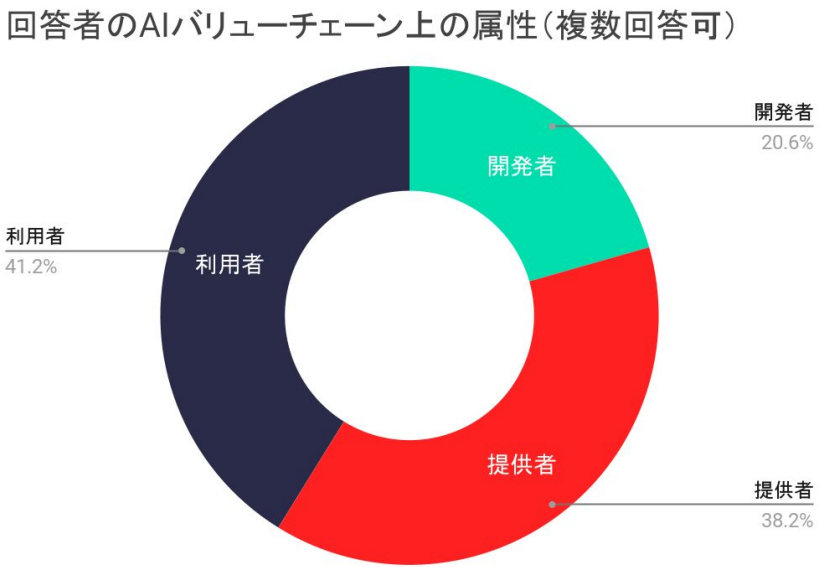

- 開発～提供～利用それぞれの立場からの回答が集まっている（10-11月にかけて計18の企業がトライアルに参加）
- 業界としても、IT・通信・保険・証券・銀行・インフラ・製造など多様
- ユースケースはいずれも生成AIだが、タスクは多岐にわたる
  - 社内文書作成
  - 社内情報をRAGで提供するQ&Aチャットボット
  - 顧客向けチャットボット　……

取組全体としては組織づくりが先行。個別リスク対応や透明性確保が課題

全体平均: 2.78点

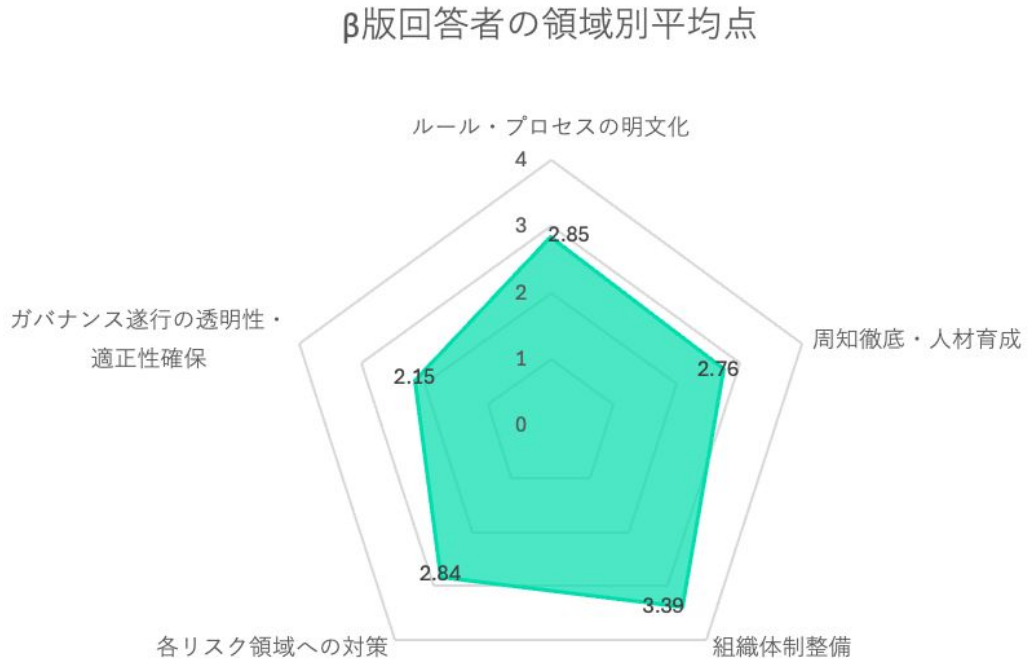

- 「組織体制整備」については全ユースケース平均が3を超え、**司令塔の設置などの取組の進捗**が窺える
- その他については概ね横並びだが、**「透明性・適正性確保」についてはややスコアが低く**、取組余地が大きい

各リスク領域への対策

個人情報や著作権については一定の整理・対策が進んでいるとされるが、保守的な取組に倒して活用自体にブレーキをかけている可能性も高い

各リスク領域への対策の各取組事項平均点

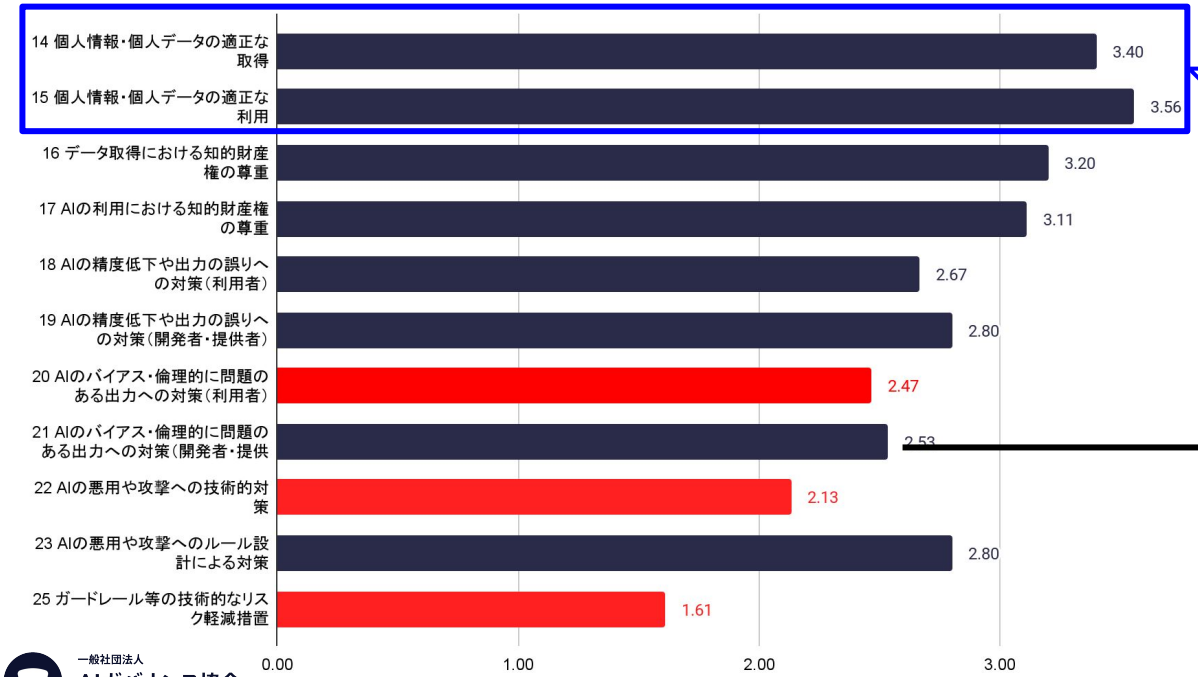

高得点の取組例（匿名）

個人情報の生成 AIサービスへの入力等については企業ごとの取組にばらつきがある
保守的な運用に倒して活用にブレーキをかけている可能性 も

“AIモデル・サービスが期待される出力性能を発揮できているか、開発時にテストを行なって検証するとともに、運用開始後も社内で出力性能を監視できるプロセスとなっている”

2. 基本的な考え方

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

個人情報保護法見直しに関するAIGAの基本的な考え方

- **AIをはじめとする統計的な個人データの処理がこれまで以上に普及・常態化** していくと考えられる中、イノベーションの促進と個人の権利利益の保護を両立することが必要。そのために重要なのは個々のデータ活用類型におけるベネフィットとリスクの評価、そして必要な対応策の検討であり、常に**具体的な活用シーンに立ち返って議論することが重要**
- 以上のような議論を進めるために、個人データをめぐる制度検討においては以下の考え方を原則とすべきである（原則の概要は次ページ）
  - **リスクベースアプローチ**
  - **技術中立性**
  - **マルチステークホルダーでの議論**
- AIガバナンス協会（AIGA）では、具体的なユースケースをもつ企業実務に根差した課題の洗い出し等を進めており、今後様々な議論で連携させていただきたい

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

基本的な考え方

個人情報保護法見直しを検討する上で重要となる3原則

リスクベースアプローチ

- 利用の目的・態様ごとに、権利利益への影響は異なる。特に汎用技術であるAIの普及等も踏まえ、**具体的な活用シーン（AIライフサイクル上の段階の区別も含む）や技術的な背景を精査した上での規律の検討**が必要
- 技術や社会の変化により、**従来の制度的なリスク評価**（例: 情報内容に応じた段階的な規律）**が現実と一致しなくなっている可能性**にも留意が必要

技術中立性

- 規律はあくまで権利利益への影響を根拠に結果ベースで課されるべきであり、**特定類型の技術を用いていることそれ自体を規律の根拠とすべきではない**
- 技術中立でない規制は、**新技術活用に対するディスインセンティブ**となりイノベーションを阻害するおそれがある

マルチステークホルダーアプローチ

- 左に示したような検討を行うにあたっては、**データ利活用により影響を受ける主体**はもちろん、**規律の価値実現に協力すべき多様なステークホルダー**が議論に関与することが不可欠。特に、**変化の激しい技術・実務動向を踏まえる**ことが重要

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人 AIガバナンス協会 AI Governance Association

3. 個別論点への意見

- 以下では、第304回個人情報保護委員会 資料1-1中の「（参考4）現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」との紐づけを「論点番号」として記載している（例: 1①）
- 個人情報保護法の見直しの個別論点に関するより詳細な意見については、7月に提出済のパブリックコメントの内容も適宜参照いただきたい

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

個別論点への意見

本人同意を基調とする規律の実効性（全般）についての意見

意見	論点番号
● 本人同意を基調とする規律を見直し、**一定の利用目的・態様などから個人データの取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることは、以下の理由から有効**　と考える ○ **本人同意の実効性の限界**：個人の権利保護の観点では、同意に依存する形式にはたとえば以下のような限界が見られる* ■ 情報格差: 情報の取扱いのあり方を個人がすべて把握することは困難であり、実質的に自発的な同意は困難である ■ ロックイン: 個人が特定サービスにロックインしているため、仮に情報の取扱いに問題があってもそれを理由に同意を拒否することが難しい場合がある ○ **事業者目線での負担**：個人データを活用する事業者の側も、利用目的の変更等で毎回同意取得を行う必要があるために、その要否判断や同意取得の実務が負担となっており、サービスの開発・提供の遅れ等にもつながるおそれがある ● ただし、仮にそうした実体的ルールを策定する場合、検討にあたって「基本的な考え方」に記載した**3点の原則（リスクベースアプローチ、技術中立性、マルチステークホルダーアプローチ）を徹底**　することが重要。特に、実体的ルールの検討に当たっては**各ドメイン固有の実務知見や技術的な知見が不可欠**　となるため、**マルチステークホルダーの関与に基づく技術的・社会的リスクやそれらへの対処方法の評価が必須**	1①, 1②, 1⑤, 1⑥, 1⑧

* Schwarts 2000では、自己情報コントロール権説の批判の文脈で①情報格差、②同意の誤謬、③自立の罠、④データ秘匿の欺瞞性、という4点の問題を指摘しており、ここで挙げている論点は①~③の論旨に沿っている。（Schwartz, Paul M. 2000. “Privacy and Democracy in Cyberspace.” SSRN Electronic Journal. https://doi.org/10.2139/ssrn.205449.）

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

個別論点への意見

規律の見直しが求められる個別領域についての意見①

意見	論点番号
● 【権利利益への直接的な影響が原則として想定されない類型】**AIモデル等の学習を目的として①要配慮個人情報等を含むデータを用いる場合や②複数組織の個人データを突合して活用する場合**　については、原則として「一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする」類型に該当し、AIライフサイクル上の適切なタイミングで「特定の個人との対応関係*」を排斥すれば、本人の権利利益への直接的な影響の見込まれない類型と考えられる。このため、**安全管理措置等の一定の要件のもとで本人同意を不要とすることを検討すべき** ではないか ○ 本人同意を不要とする場合も、必要な開示・透明性のあり方については議論が必要 ○ 安全管理措置の例として、**PETsによる個人データの暗号化や、テスティング・ガードレールによる学習データ引き出し防止等の技術的な保護手段の導入**　などが想定され、そうした措置を前提に本人同意を不要とすることも考えられる。技術的な対応可能性も含めた精査が今後必要	2
● 【急速に進展する技術への対応】上記に付随して、**既に取得されたユーザデータセットを AIモデルの学習に利用する場合** 、目的外利用として本人同意が必要となる可能性がある。しかし、こうした類型において目的外利用として再度本人同意を得る必要が生じれば、開発の遅延とともに、活用できるデータ量が大幅に減り、競争力のあるAI開発が困難になると考えられるため、**事業者における一定の安全管理措置を前提に、ユーザの本人同意を改めて得ることは不要とすべき**　ではないか	1④

* 個人情報保護委員会FAQによれば、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、「当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては『個人に関する情報』に該当するものではないため、『個人情報』にも該当しない」とされており、こうした整理を技術的な要件とAIのライフサイクルを踏まえてより精緻化していくことが考えられる

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

個別論点への意見

規律の見直しが求められる個別領域についての意見②

意見	論点番号
● 【第三者提供の禁止関連】AI利活用の実務においては、たとえば**生成AIサービスを利用する際のプロンプトに個人情報が含まれる場合の整理等の論点**について、事業者間で解釈が異なり、一部で利活用の阻害要因となっている可能性がある。このため、上記のようなデータ活用の実務における課題を洗い出した上で、技術的な知見も踏まえつつ、一定の場合に第三者提供の禁止を緩和するような措置も含め、必要な制度的手当の検討を進めるべきではないか	3
● 【データ取扱いに関わる第三者関連】AIのサプライチェーンを想定しても、**データベースの構築や処理において第三者に依存するケースが拡大（例 ：大規模言語モデルやそれをベースとするソフトウェア構築を請け負うベンダーと、その利用者にあたる企業の間の関係）**していることは事実。今後、データの取扱いにおけるサプライチェーン上の各主体のコントロール可能性等も踏まえ、マルチステークホルダーで責任分担をめぐる議論を進め、**実務的なスタンダード形成から着手**していく必要があるのではないか	4

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

個別論点への意見

規律の見直しが求められる個別領域についての意見③

意見	論点番号
● 【要配慮個人情報関連】要配慮個人情報をめぐる規律には、特にAIの利活用を想定すると以下のような課題が存在。このため、マルチステークホルダーで継続的にリスク評価を行い、前述の「**AIモデル等の学習を目的として①要配慮個人情報等を含むデータを用いる場合**」等について本人の同意を不要とすることを含め、必要な制度的手当の検討を進めるべきではないか ○ **統計的処理における保護の不完全性**：機械学習等の手法を用いる場合、仮に要配慮個人情報に当たる情報を学習に用いない場合も、実質的にセンシティブな特性を他のデータ（代替指標）から推認することが可能な場合があり*、情報の性質による保護が困難となっている ○ **実態としての要配慮個人情報の除外の難しさ**：大規模言語モデル等の学習においては、ウェブサイトのクローリング等の方法で収集されるデータに要配慮個人情報が含まれているかの判断が難しく、学習データに用いられているかを取引先等の他者から判別することも困難である	6（論点2への意見と関連）

* たとえばSweeney 2013では、逮捕歴を示唆する広告の表示において、人名が人種の代替指標として働き、結果的に差別的な結果が表示されていることを分析している（Sweeney, Latanya. 2013. “Discrimination in Online Ad Delivery: Google Ads, Black Names and White Names, Racial Discrimination, and Click Advertising.” ACM Queue: Tomorrow’s Computing Today 11 (3): 10–29.）

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

Copyright© 2024 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association